

鉄道営業法（抄）

（明治33年3月16日法律第65号）

最終改正年月日：平成18年3月31日法律第19号

第2章 鉄道係員

第24条 鉄道係員職務取扱中旅客若ハ公衆ニ対シ失行アリタルトキハ30円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第25条 鉄道係員職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リ旅客若ハ公衆ニ危害ヲ醸スノ虞アル所為アリタルトキハ3月以下ノ懲役又ハ500円以下ノ罰金ニ処ス

第28条 鉄道係員道路踏切ノ開通ヲ怠リ又ハ故ナク車両其ノ他ノ器具ヲ踏切ニ留置シ因テ往来ヲ妨害シタルトキハ30円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

附則（平成6年11月11日法律第97号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第20条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びに附則第2条、第4条、第7条第2項、第8条、第11条、第12条第2項、第13条及び第15条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第1条、第4条、第8条、第9条、第13条、第27条、第28条及び第30条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第21条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。